

富山大学国際交流会館入居者募集要項

(令和2年10月期)

1 応募資格

以下の①及び②に該当する者

① 令和2年10月に本学に在学する外国人留学生であること。(五福国際交流会館においては、正規課程に在籍する私費留学生を除く)

② 在留資格「留学」を有する者であること。

※1 原則として、五福地区在学者は五福国際交流会館へ、杉谷地区在学者は杉谷国際交流会館へ、高岡地区在学者は五福国際交流会館又は杉谷国際交流会館へ応募するものとします。

※2 令和2年10月に「本学の大学院へ入学する者」及び「非正規生として入学する者」もこの募集要項により応募してください。

※3 夫婦室・家族室においては、原則として、入居時に「入居許可申請書」に記載された者全員が確実に入居できる者としてします。

2 募集室数

【五福国際交流会館】

部屋区分	募集室数
単身室	33室
夫婦室	5室
家族室	1室

【杉谷国際交流会館】

部屋区分	募集室数
単身室	12室
夫婦室	3室
家族室	3室

3 入居期間

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの最長12か月間

※1 入居日は、部屋の明け渡しなどの都合により、多少の遅れが出る場合があります。入居希望者は、入居日が遅れることも想定しておいてください。

※2 入居予定日が決定しましたら、各部局へ通知しますので、学生掲示に注意してください。

※3 五福国際交流会館入居は、管理人の勤務時間内（祝日を除く月～金 8：00～11：00、15：00～18：00） でお願ひします。時間外は対応しません。

4 申請期限

令和2年7月10日（金）17：15 【期間厳守】

5 申請書類

① 入居許可申請書（様式第1号）

② 夫婦室及び家族室を希望する場合は、夫婦、家族であることを証明できる書類（婚姻証明書、国民健康保険証など）

6 申請書提出先

五福地区：国際部国際交流課（五福）

杉谷地区：国際部国際交流課（杉谷）

高岡地区：芸術文化学部総務課学務チーム

7 入居者の選考

富山大学国際機構運営会議留学生奨学金等専門委員会において選考します。

8 選考結果の通知

令和2年8月3日（月）15時に、各地区担当部署の窓口で通知する予定ですので、入居許可を申請した者は、入居許可の可否を確認してください。

富山大学五福国際交流会館の概要

- 1 所在地 富山市金屋字神田5037-2
- 2 建物構造 鉄筋コンクリート（RC）造り3階建
- 3 敷地面積 3,000㎡
建物床面積 692㎡
延建物床面積 1,561㎡
- 4 施設

部屋区分	室数	室面積	留学生用	研究者用
单身室	39室	16㎡	34室	5室
夫婦室	7室	39㎡	5室	2室
家族室	3室	57㎡	1室	2室

設備

- 单身室 : シングルベッド, 机, 椅子, 電磁調理器付キッチン, 冷蔵庫
- 夫婦室 : ツインベッド, 机, 椅子, 電磁調理器付キッチン, 冷蔵庫, 食卓セット, 食器戸棚, 洗濯機, 乾燥機, 掃除機
- 家族室 : ツインベッド, 机, 椅子, 電磁調理器付キッチン, 冷蔵庫, 食卓セット, 食器戸棚, 応接セット, 洗濯機, 乾燥機, 掃除機, 2段ベッド, 子供学習机

その他

- ① 各室とも, 冷暖房用のエアコン, 給湯用のボイラー及びユニットバス・トイレの設備がついています。
- ② テレビ共聴アンテナ端子, 電話配線, インターホン設備があります。テレビ及び電話は, 必要に応じて各自で契約してください。
- ③ 单身棟には, 各階に洗濯機・乾燥機付きのコインランドリーが設置されています。
- ④ 郵便は, 建物入口の郵便受けに配達されます。
- ⑤ 单身棟内は, 内履きのスリッパを使用してください。
- ⑥ 光ファイバーを利用した超高速インターネット接続サービス（フレッツ光プレミアム・マンションタイプ）が利用できます。必要に応じて各自で契約してください。

- 5 宿舎料（月額） 単身室 5,900円 （注）この金額は、改定されること
 夫婦室 9,500円 があります。
 家族室 14,200円

入居にあたって必要な経費

部屋区分	宿舎料 （月額）	共益費 （月額）	光熱水料費 （月額見込）	毎月经費 合計	保証積立金 （入居時のみ）
単身室	5,900円	1,000円	13,000円	19,900円	13,700円
夫婦室	9,500円	1,500円	18,000円	29,000円	22,500円
家族室	14,200円	2,000円	23,000円	39,200円	22,500円

- ① 共益費：共有施設経費，町内会費等の費用
 ② 光熱水料費：電気・上下水道料金は，各自の使用量に応じて負担する必要があります。
 上記に記載の金額は，標準的に見込まれる金額なので，各自の使用量により金額が増減します。
 ③ 保証積立金：退去時の居室の修復・清掃等に使用するための費用です。
 なお，経費に不足が生じた場合は，追加徴収します。

6 荷物置場

五福国際交流会館には，入居者の荷物を預かるスペースがありません。
 居室に搬入できないものは，各自で処分してください。

7 五福国際交流会館の事務室

五福国際交流会館には，会館の管理業務を行う管理人がいます。
 管理人の勤務時間は，平日（月曜日から金曜日まで）の「8時から11時まで」及び
 「15時から18時まで」です。

8 注意事項

五福国際交流会館では，ガス器具は使用できません。
 調理は，すべて電気調理器具を使用しなければなりません。必要な調理器具を各自で
 準備ください。

9 その他

- ① この他の五福国際交流会館についての照会先は，国際部国際交流課
 （共通教育棟 B 棟 1F 電話 076-445-6314）です。
 ② 五福国際交流会館敷地内での，自家用自動車の駐車は認めません。

富山大学杉谷国際交流会館の概要

- 1 所在地 富山市杉谷2630番地
- 2 建物構造 鉄筋コンクリート造り4階建
- 3 建物床面積 457m²
延建物床面積 1,061m²

4 施設

部屋区分	室数	室面積
単身室	18室	19m ²
夫婦室	3室	37m ²
家族室	4室	53m ²

設備

- 単身室 : シングルベッド, 机, 椅子, ガステーブル, 冷蔵庫, 掃除機, 食器戸棚, 書棚, 洋服ダンス
- 夫婦室 : ツインベッド, 机, 椅子, ガステーブル, 冷蔵庫, 掃除機, 食卓セット, 食器戸棚, 洋服ダンス, 応接セット,
- 家族室 : ツインベッド, 机, 椅子, ガステーブル, 冷蔵庫, 掃除機, 食卓セット, 食器戸棚, 洋服ダンス, 応接セット, 2段ベッド, 子供学習机

その他

- ① 各室とも, 冷暖房用のエアコン, 給湯用のボイラー及びユニットバス・トイレの設備がついています。
- ② テレビ共聴アンテナ端子, 電話配線, インターホン設備があります。テレビ及び電話は, 必要に応じて各自で契約してください。
- ③ 単身棟1階には, 洗濯機・乾燥機付きのコインランドリーが設置されています。
- ④ 郵便は, 建物入口の郵便受けに配達されます。
- ⑤ インターネット接続サービス (NTT 西日本フレッツ光ネクスト・マンションタイプ) を利用される場合は, 各自で契約してください。

5 宿舍料 (月額)

	留学生	研究者
単身室	5,900円	8,900円
夫婦室	11,900円	18,200円
家族室	14,200円	21,500円

入居にあたって必要な経費

部 屋 区 分	宿舍料(月額)	ゴミステーション 清掃費 (月額)	光熱水料費 (月額見込)	毎月经費 合 計	保証積立金 (入居時のみ)
单身室	5,900 円 (8,900 円)	150 円 (150 円)	13,000 円 (13,000 円)	19,050 円 (22,050 円)	13,700 円 (13,700 円)
夫婦室	11,900 円 (18,200 円)	150 円 (150 円)	15,000 円 (15,000 円)	27,050 円 (33,350 円)	22,500 円 (22,500 円)
家族室	14,200 円 (21,500 円)	150 円 (150 円)	19,000 円 (19,000 円)	33,350 円 (40,650 円)	22,500 円 (22,500 円)

* 上段 留学生対象金額, 下段 () 研究者対象金額

①保証積立金： 退去時の居室の修復・清掃等に係る必要経費です。

なお、経費に不足が生じた場合は、追加徴収します。

※2 カ月 (60 日) までの短期滞在の場合は全室一律 5,000 円保証積立金を徴収します。

②ゴミステーション清掃費： 看護師宿舍の居住者と共同利用しているゴミステーションを業者委託により清掃する経費です。

③ 光 熱 水 料 費：電気・ガス、上下水道料金は、各自の使用量に応じて負担することになります。上記に記載の金額は、標準的に見込まれる金額ですので、各自の使用量により金額が増減します。

6 杉谷国際交流会館には、入居者の荷物を預かるスペースがありません。居室に搬入できないものは、各自で処分してください。

7 杉谷国際交流会館には管理人がいません。居住について問題が発生した場合は国際部国際交流課（杉谷）まで連絡してください。

8 その他

① 杉谷国際交流会館についての照会は、杉谷国際交流課（電話 0 7 6 - 4 3 4 - 7 1 2 2）へお願いします。

② 杉谷国際交流会館の駐車場は限られています。自家用自動車を所有する場合は必ず杉谷国際交流課で登録手続きを行ってください。